

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 1 - 2
処分の種類	工作物の使用廃止の際の道路の原状回復			
根拠法令条例等・条項	軌道法第24条			
処分の概要	軌道経営者軌道に関する工作物の使用を廃止したときは、都道府県知事の指示に従い、道路を原状回復			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			